

陳情第39号

へずまりゅう市議に対する虚偽陳情（第33号、第34号）の取扱い及び陳情制度の是正を求める陳情

令和8年9月4日受理

陳情者



湯 浅 忠 雄

陳情の趣旨

令和8年9月3日定例会に提出された陳情第33号「選挙運動における買収及び公職選挙法違反の疑いに関する調査の依頼」及び陳情第34号「奈良公園における迷惑行為の助長及び風評被害に関する調査と是正措置を求める陳情」は、へずまりゅう市議個人を対象とする極めて具体的な非難を含みながら、提出者の本人確認も、対象者への事前通知も、記載事実の確認も行われないまま受理され、議会で取り扱われ、ホームページに掲載される状態にあります。

本人はこれらを虚偽であると否定しています。現行制度のままでは、同様の「うそまみれの陳情」が公的記録として残り、議員個人の名誉、奈良市の治安イメージ、議会への信頼を損なうばかりです。

市議会におかれては、本件を個人間の問題として放置せず、①当該陳情の記載内容と提出経緯の調査、②虚偽・中傷的陳情の朗読・掲載基準の見直し、③提出時の本人確認と対象者通知の導入を議会の責任において検討・実施されることを強く求めます。

陳情の理由

1. 対象を特定した非難が、無確認のまま公的手続にのっている。

第33号は令和7年7月執行の奈良市議会議員選挙における買収・公職選挙法違反の疑い、第34号は奈良公園周辺での情報捏造・誹謗中傷・迷惑行為の助長を、へずまりゅう市議の活動と結びつけて述べています。いずれも重大な指摘であるにもかかわらず、提出者の身元確認も、本人への確認もありません。虚偽であっても朗読・掲載される運用そのものが、制度の欠陥です。

2. 本人確認のない陳情は悪用される。

氏名・住所の偽造が可能で身分証確認がない以上、誰でも「見た」、「所属していた」、「警察に相談した」と書いて提出できます。第34号のように「かつて当該グループに所属していた」との体裁を取れば、内部告発に見せかけた中傷も通ります。第33号のように収支報告書の記載と現場見聞を組み合わせれば、選挙犯罪の嫌疑を作出できます。今回はその典型です。

3. 対象者への通知がないため、反論の機会がないまま公文書化する。

陳情提出時に本人へ知らせる仕組みがありません。否定する機会がないまま議事にのり、ホームページに残ります。拡散力のある者でなければ、誤解されたまま終わります。議会事務局の運用ミスではなく、このようなルールを維持している奈良市議会の制度に問題があります。

#### 4. 放置すれば同種の陳情が続く。

改正されなければ、潰したい議員を狙った虚偽陳情が量産されます。民主主義の根幹である選挙の公正と、議員の名誉、市民・観光客の安全に関わる記載であるほど、確認なき掲載の害は大きいです。

#### 求める措置

- ・ 陳情第33号及び第34号について、提出者の真正性、記載事実の根拠、対象者への確認の有無を議会として調査すること
- ・ 虚偽または著しく事実と異なると認められる陳情の朗読・ホームページ掲載の停止または注記の基準を定めること
- ・ 今後の陳情提出時における身分確認並びに個人の名誉・犯罪嫌疑に関わる記載がある場合の対象者通知を制度化すること
- ・ 上記を陳情取扱規程の改正として明示し、議会の姿勢を明らかにすること

うその陳情でも議会で読み上げられホームページに載る現状は、制度として異常です。へずまりゅう氏に対して出された今回の2件を契機に、同じ被害を繰り返さないための改正を求めます。